# 【ポスター発表】

# 市町村の女性相談・DV相談対応状況

## 基礎自治体における女性支援の実態把握・基盤整備に向けてー

○ 奈良教育大学/大阪府立大学客員研究員 岩 本 華 子 (6144)

増井 香名子(日本福祉大学/大阪府立大学客員研究員・7166)

キーワード: 市町村 女性相談 DV相談

### 1. 研究目的

DV被害や貧困、性被害といった困難な状況におかれた女性に対する支援の必要性が今日いわれている。わが国における女性への福祉的支援には「売春防止法」に基づく婦人保護事業がある。売春防止法では、都道府県に婦人相談所・一時保護所の設置を義務付けているが、市町村における相談対応や支援に関する義務は明記されていない。婦人保護事業では、今日の女性が抱える複雑な困難状況に対して十分な支援ができていないことが指摘され、2018~2019年にかけて厚生労働省において「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」が実施された。この検討会では女性がおかれる様々な困難さに対応することの必要性および重要性が確認されるとともに、住民に身近な基礎自治体である市町村における女性支援の必要性や、女性のニーズに即した支援策の再検討の必要性が提示された。このように市町村における支援の重要性は指摘されているものの、市町村窓口が行っている女性に対する支援実態について、大阪府内の調査(大阪府 2018)はあるものの、十分に把握されていない現状がある。そこで本研究は、女性相談やDV相談の部署の担当者や相談員等に対して質問紙調査を行い、市町村における女性支援の実態の一端を把握することを目的とする。

#### 2. 研究の視点および方法

平成 29 (2017) 年度に実施された「婦人保護事業等における支援実態等に関する調査研究」(以下、「調査研究」)の結果が、同ワーキンググループらによって公表されている(2018)。この「調査研究」では婦人保護事業等の実施実態把握のために、都道府県および婦人相談所・一時保護所、婦人保護施設、婦人相談員へアンケート調査を実施している。本研究においても支援実態の把握を目的としていることから、調査項目や若年女性の年齢等の項目について「調査研究」を参考に設定した。主な質問項目を以下に示す。

- 1. 基本属性:所属、職種、相談対応経験(女性・DV相談対応者のみこれ以降の回答)
- 2. 女性相談(支援)対応:月平均件数、DV以外の場合の主訴、若年女性からの相談状況、 若年女性への支援で感じる困難さの有無および内容
- 3. 支援体制(DV、DV以外):相談相手やSV、コンサルテーションの状況等 8 項目
- 4. 支援上の困り感 (DV、DV以外): サービス不足やニーズ把握の困難さ等 8 項目

質問紙調査は、本研究の報告者 2 名が 2020 年度に行った研修会や事例検討会、スーパービジョンなどの機会を利用して、参加者に協力を呼び掛けて実施した。

#### 3. 倫理的配慮

本研究は日本社会福祉学会研究倫理規定を遵守して実施した。調査協力者へ文書と口頭

で調査目的や内容、調査結果の公表及び公表過程で個人が特定されない等の説明を行った上で、調査票に設けた調査協力同意欄への記入をもって同意を得た。また調査票等データの取り扱いには十分に配慮した。奈良教育大学「人を対象とする研究倫理審査委員会」の承認を得て実施した。結果の公表にあたっては共同研究者から公表の許可を得ている。

### 4. 研究結果

回答総数は 212 人であった(内訳:都道府県 58、市区町村 134、民間 10、その他 7、 無回答 3)。以下では市区町村に所属する 134 人に焦点づけて結果を示す(カッコ内人数)。 属性は職種:婦人相談員(32)、その他の相談員(24)、ソーシャル(ケース)ワーカー(8)、行政職(49)、その 他・無回答(21)。調査時点の相談対応経験:なし(11)、1年未満(42)、2年以上3年未満(33)、 3年以上5年未満(19)、5年以上10年未満(14)、10年以上(5)、無回答・不明(10)である。 相談状況は、DV相談対応件数 (月平均): 10 件未満 59.0%、10 件以上 30 件未満 16.4%、 30件以上 50件未満 3.7%、50件以上 1.5%、無回答・不明 19.4%。 D V 以外の相談対応件 数(月平均): 10 件未満 40.3%、10 件以上 30 件未満 18.7%、30 件以上 50 件未満 5.2%、 無回答・不明 35.8%。 D V 以外の相談の主訴(複数回答、回答が多かったもの): 人間関 係(夫等:離婚問題)61.9%、経済関係(生活困窮)47.0%、医療関係(精神的問題)35.8%、 人間関係(家庭不和)35.1%、人間関係(親族:親からの暴力)、居住問題 32.8%、人間関 係 (子ども:養育困難) 30.6%。3 か月内で若年女性からの相談あり:61.2%である。支援 体制について「時にあてはまる」「あてはまる」の回答割合をDV,DV以外で示すと、「相 談相手がいない」20.1,12.7%、「部署内にSVがいる」48.5,48.5%、「所属外にSVがいる」 38.8,37.3%、「コンサルテーションを受けることができる」17.9,17.2%。支援上の困り感について「あ てはまる」「特に強くあてはまる」の回答割合をDV,DV以外で多い順で示すと「支援で 葛藤 | 64.9.46.3%、サービスが不足 55.2.44.3%、ニーズ把握が難しい 47.0.34.3%である。

#### 5. 考察

市町村窓口ではDV以外の相談主訴として人間関係、経済関係、医療関係、住居問題等の幅広い相談主訴に対応していることが示された。支援体制ではSVやコンサルテーションを受ける機会が少ないことが明らかになった。また支援をする上でDV、DV以外ともに葛藤を抱えつつ、サービスの不足やニーズ把握が難しいという困り感を抱えていることが明らかになったことから、よりよい支援に向けて体制整備の必要性が示された。本研究で示す調査結果は悉皆調査ではないため一般化できないが市町村における女性支援の実態の一端を示すことができた。今後は本調査結果を踏まえ、基礎自治体における相談から支援提供までの実態把握が必要である。

- ・婦人保護事業等における支援実態等に関する調査研究ワーキングチーム・婦人保護施設における性暴力を受けた被害者に対する支援プログラムに関する調査研究ワーキングチーム (2018)『婦人保護事業等における支援実態等に関する調査研究・婦人保護施設における性暴力を受けた被害者に対する支援プログラムに関する調査研究報告書』
- ・大阪府 (2018)『大阪府における保護を必要とする女性への支援のあり方について提言資料』 https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/30587/00000000/02 shiryou.pdf (最終閲覧 2021/5/1)